

デジタル人材育成オンライン講座受講者募集要領

第1条 目的

本要領は、デジタル人材育成オンライン講座を実施するにあたって、オンライン学習の受講を希望する受講者の募集等に必要な事項を定めるものである。

第2条 受講ライセンスの区分

本事業は以下の部門でライセンスを交付する。

- (1) 法人部門
- (2) 個人事業主部門
- (3) 起業者部門
- (4) 求職者部門

第3条 受講ライセンスの交付対象

1 法人部門のライセンスの交付対象となる者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 別表1に掲げる者であること。
- (2) 受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び川口市暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第52号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準じる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
- (5) 将来にわたって（3）のいずれにも該当しないこと及び（4）のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

2 個人事業主部門のライセンスの交付対象となる者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 別表2に掲げる者であること。
- (2) 受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び

川口市暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第52号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準じる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しない者であること。

- (4) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
- (5) 将来にわたって（3）のいずれにも該当しないこと及び（4）のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

3 起業者部門のライセンスの交付対象となる者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 申請日時点で、川口市内に在住しており、1年以内に起業予定の者。
- (2) 受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び川口市暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第52号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準じる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
- (5) 将来にわたって（3）のいずれにも該当しないこと及び（4）のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

4 求職者部門のライセンスの交付対象となる企業は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 申請日時点において、川口市内に在住している、18歳以上かつ65歳未満の安定した職業に就いていない者で、1年以内に就業することを目指している者であること。
- (2) 受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び川口市暴力団排除条例（平成24年9月25日条例第52号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、そ

の他これらに準じる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しない者であること。

(4) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。

(5) 将来にわたって(3)のいずれにも該当しないこと及び(4)のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

5 求職者部門のライセンスは、前項に該当する者であっても、次に掲げるものには交付しないこととする。

(1) 高等学校、専修学校、大学・大学院、短期大学及び高等専門学校に在学中の学生（通信制課程在学者は除く。）

(2) 就職する日が決まっている者又は就職内定を受けている者

第4条 オンライン講座の提供

本事業において、提供するオンライン講座はデジタル化を推進する上で必要となる知識・スキルを習得しようとする市内の経営者(代表者)、従業員及び個人等の学びを支援するための講座とする。

(1) 対象となる学習

本事業の対象となる学習は、オンライン学習動画プラットフォーム Udemy Business (以下「UB」という。)を活用したものであって、次の各号のいずれかに該当する学習とする。

(ア) 自社の業態転換、事業多角化及びDXの推進等今後の事業展開に資する人材育成であること。

(イ) 自社の業務を行う上で必要となる知識、技術及び技能の習得に資する人材育成であること。

(ウ) 計画的に行われる人材育成であること。

(エ) リカレント教育の一環であること。

(オ) リスキリング教育の一環であること。

(カ) 起業又は再就職などで必要となる知識、技術及び技能の習得であること。

(2) 利用期間

第1期：令和7年4月1日から同年9月30日まで

第2期：令和7年10月1日から令和8年3月31日まで

(3) 利用料金

無料

(4) 受講ライセンス数

法人部門 1から5ライセンス

その他の部門 1ライセンス

※受講ライセンス数とは、利用期間ごとに利用できるライセンスの上限

(5) その他

デジタル人材育成オンライン講座受講者募集要領（以下「募集要領」という。）、オンライン学習受講マニュアル、Udemy 利用規約その他 Udemy 社が提示する条件に定めるところによる。

第5条 応募方法

(1) 専用サイト（LoGoフォーム）から申し込む

(2) 応募に関する注意事項

(ア) 応募資格を有しない場合又は応募内容に不備がある場合には、受理できないことがある。

(イ) 必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合がある。

(ウ) 応募に係る一切の費用は応募者自身の負担とする。

第6条 受講者の決定

受講者については、申し込み内容が本要領に合致しているかを審査し、受講の可否を申し込み申請者に通知する。なお、ライセンス数を超える応募があった場合は、希望ライセンス数をなるべく多くの申請者が受講できるよう調整することがあるので、予め承知すること。

第7条 その他留意事項等

(1) 受講者へは、別途市よりUB のライセンス登録の招待メールを送付する。受講者は利用者名、メールアドレス、パスワードなどを登録すること。

(2) 推奨受講環境はPC 視聴ブラウザをChrome とし、5Mbit または800kbps 以上のブロードバンド接続（通信費は受講企業負担）とする。またスマートフォンでの利用推奨OS はiOS 12.0以上、Android 6.0 以上とする。

(3) 受講状況が著しく悪い場合、受講ライセンスを第三者に譲渡し、又は利用させた場合はUdemyの利用規約その他Udemy社が提示する条件の違反が認められる場合など受講ライセンスを取り消しすることがある。

(4) 学習状況は学習管理システムを通じて集計し、統計的に整理した上で、今後の人材育成関連施策の検討に利用するので、予め承知すること。

(5) 受講者属性（受講者の氏名、年齢等）の登録をした場合、学習履歴を株式会社ベネッセコーポレーションがUdemy 社から取得し、次のとおり利用することがあるため、予め承知すること。

- (ア) UB の活用を促進する目的ならびにUB 関連サービス（以下「関連サービス」という。）を提供する目的での使用
- (イ) 個人情報及び企業情報を含まないよう処理した上で、社会人の学びに関連する統計データや商品・サービスの基礎資料として使用する場合
- (6) その他本事業の効果検証や成果の普及を目的にアンケートや成果の情報提供等を行う予定であるので、可能な限り協力すること。
- (7) 市は、本事業への申込に際して提供を受けた氏名、メールアドレスなどの個人情報について、本事業の目的の範囲内において利用するほか、市が行う他の事業や施策への協力依頼や周知のために使用することがあるため、予め承知すること。

附 則

この実施要領は、令和5年5月1日から実施する。

附 則

この実施要領は、令和6年5月1日から実施する。

附 則

この実施要領は、令和7年2月28日から実施する。